

平成29年3月10日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成29年3月10日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米市商工会館大ホールに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	青柳 一男 委員		23番	古賀 義近 委員	
2番	飯田三津雄 委員		24番	藤原 昇一 委員	
3番	笠 幸夫 委員		25番	横溝 哲夫 委員	
4番	城戸 新 委員		26番	石井 孝雄 委員	
5番	古賀 誠一 委員		27番	高山 憲行 委員	
6番	田中 祥晃 委員		28番	柳 壽祥 委員	
7番	吉富 巧 委員	欠席	29番	土師 哲夫 委員	
8番	安徳 高輔 委員		30番	田中 弥生 委員	
9番	深川 嘉穂 委員		31番	日比生和雄 委員	
10番	諸藤 澄夫 委員	欠席	32番	権藤 年明 委員	
11番	山口 好秀 委員		33番	野村 邦昭 委員	
12番	一木 英司 委員		34番	久佐木利光 委員	
13番	森崎 巨樹 委員	欠席	35番	猪口 峯子 委員	
14番	緒方 義範 委員		36番	菰田 盛行 委員	
15番	池田 三喜 委員		37番	松延 洋一 委員	
16番	田中 正満 委員		38番	納戸 勝浩 委員	
17番	豊福 茂敏 委員		39番	佐藤 豊 委員	
18番	野村 泰徳 委員		40番	市川 範子 委員	
19番	原 一夫 委員	欠席	41番	合戸 利弘 委員	
20番	青木美千子 委員		42番	末松 活幸 委員	
21番	吉岡 正博 委員		43番	中島 邦博 委員	
22番	北川 玲子 委員		44番	廣重 孝 委員	

事務局の出席者は9名である。

議 長 それでは、ただいまから3月の農業委員会を開催いたします。  
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 皆様、おはようございます。  
それでは、総会議案の1ページをお願いいたします。  
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」  
農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。  
所有権移転、第2選挙区、1番から2ページ3番まで3件です。  
3ページをお願いいたします。  
第3選挙区、4番、5番の2件です。  
第4選挙区、6番から4ページの11番までの6件です。  
4ページをお願いいたします。  
第5選挙区、12番から5ページの16番までの5件です。  
6ページをお願いいたします。  
第6選挙区、17番、1件です。  
第7選挙区、18番、1件です。  
なお、審議番号18番の下限面積の特例といたしまして、農地法施行令第2条第3項  
第3号を適応いたしております。  
使用貸借権設定、第1選挙区、19番の1件です。  
以上、1番から19番までの全ての申請案件につきましては、農地法第3条第2項各  
号の審査基準について、地域審査会において審査表を配付し説明を行ってござい  
ましたが、不許可相当に該当しない案件であり、審査基準に適合していることを御報告  
いたします。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。本議案の審議番号5番は、新規就農者の取得案  
件でございますので、聞き取り調査の結果を地元副会長より報告をお願いをいたし  
ます。  
審議番号5番は3選挙区でございますので、野村副会長から報告を受けたいと思  
います。

**野村副会長** では、説明いたします。審議番号5番です。

この案件は新規就農について3月1日、地域審査会においてヒアリングを実施いたしました。

申請人は、現在草野町に住んでおられます。植木の卸業の経営を行われていますけれども、今回生産に携わるということで、譲渡人の住宅と合わせて申請地を取得され、農業に従事をされる予定であります。営農計画といたしましては、対象地にアベリアなどの低木の鉢植えを栽培、出荷を行い、既存の流通に卸す予定であります。農機については、草刈り機、クレーン車などを既に所有されておられます。

なお、農業経験といたしましては、これまで生産地を訪問するなどして栽培指導を仰ぎ、今後もそちらと相談されながら農業を行っていくそうであります。本人のやる気も十分とみられ、地域審査会では問題ないと判断しております。よろしく審査をお願いいたします。

以上です。

**議 長** 報告が終わりましたので、ただいまから審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議 長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第1号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。続きまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

**事 務 局** それでは、7ページのほうをお願いいたします。

「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

第5選挙区、1番、1件です。

1番、申請地、北野町十郎丸、田、2筆計1,636㎡、申請理由、申請地に農家住宅及び農業用倉庫を建築するものです。

第7選挙区、2番、1件です。

2番、申請地、三潞町西牟田、田、190㎡、申請理由、申請地に貸倉庫を建築するものです。

以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は第5選挙区の案件でございますので、日比生副会長から報告を受けたいと思います。あとは順次選挙区ごとに報告をお願いいたします。

**日比生副会長** それでは説明いたします。審議番号1番、地図も1番でございます。

申請地は、西鉄古賀茶屋駅から東に約500mのところでございます。

転用目的は、農家住宅及び農業用倉庫を建築するものでございます。

農地区分につきましては、おおむね500m以内に西鉄古賀茶屋駅がございますので、第2種農地と判断をいたしております。

雨水排水につきましては、自然流下及び北側の既設水路へ放流されます。汚水生活雑排水は、合併処理浄化槽を設置し、北側の既設水路へ放流する計画でございます。

被害防除につきましては、L型擁壁による防除をする計画です。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長及び床島堰土地改良区より承諾を得ておられます。

以上、第5選挙区の案件概要、以上でございます。現地を全員で確認いたしまして、審査会では問題ないことを確認いたしましたところでございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**廣重副会長** では、第7選挙区より、審議番号2番、図面番号2番について説明をいたします。

申請地は、西牟田校区の十連寺地区で、西牟田小学校から北西へ約500mに位置し、農地区分は第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地と判定をしております。

転用目的は、申請地を貸倉庫として利用するものです。申請地は既に貸倉庫として利用しており、始末書付きの申請書となっております。地域審査会は申請に対し、

農地法を重視し、今後このようなことがないよう強く指導しております。  
雨水排水につきましては、西側水路へ放流されるため、特に問題はないと思われま  
す。  
水利関係承諾については、西牟田西部水利組合より承認を得てあります。  
三瀨地域審査会において全員で現地調査の結果、転用やむなしと判断をしておりま  
す。御審議のほどよろしくお願いいたします。  
以上です。

議 長 以上で、地元副会長からの報告は終わりました。  
それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第2号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。よって、  
県へ送付いたします。  
続きまして、「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題  
といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、8ページをお願いいたします。  
「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」  
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。  
第3選挙区、1番、1件です。  
1番、申請地、山本町豊田、畑、177㎡、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場  
として利用するものです。  
第4選挙区、2番、1件です。  
2番、申請地、田主丸町船越、田、1,232㎡、申請理由、申請地を取得し、建売住  
宅を建築及び進入路として利用するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用いたしております。

第5選挙区、3番から9ページの5番までの3件です。

3番、申請地、北野町中川、田、1,556㎡のうち300㎡です。申請理由、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。

9ページをお願いいたします。

4番、申請地、北野町中、田、514㎡、申請理由、申請地を取得し、宅地分譲を行うものです。

5番、申請地、北野町今山、畑、128㎡、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅の敷地として拡張するものです。

第7選挙区、6番、7番の2件です。

6番、申請地、三瀨町高三瀨、田、15㎡、申請理由、申請地を取得し、店舗の敷地として拡張するものです。

7番、申請地、三瀨町高三瀨、田、9.40㎡、申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅の敷地として拡張するものです。

以上で説明を終わります。

**議長** 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は第3選挙区の案件でございますので、野村副会長から報告を受けたいと思います。あとは順次選挙区ごとに報告をお願いいたします。

**野村副会長** 説明いたします。審議番号1番、地図ナンバーは3番です。

申請地は、市立山本小学校から南西へ550mのところ position します。

転用目的は、申請地を取得し、病院の露天駐車場として利用するものであります。

農地区分については、第3種農地、第1種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地に該当するものと判断しております。

雨水については、新設の溜桝を経由し、東側水路へ放流されます。汚水生活雑排水については発生いたしません。

被害防除については、既設の石垣により防除する計画となっております。

水利関係承諾書については、地元自治会長より承諾を得られております。

この案件について現地調査及び地域審査会を実施し、内容について確認いたしました。

た。審議のほどよろしくお願いいたします。  
以上です。

**柳副会長** 第4選挙区より、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは4番です。申請地は、船越小学校から東へ500mのところに位置します。農地区分については、おおむね10ha以上の規模にある農地であり、第1種農地ですが、転用目的が農業の振興に資する施設であり、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。転用目的は、申請地を取得し、建売住宅を建築及び進入路として利用するものです。雨水排水については、自然流下または北側の既存側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は、合併浄化槽を経由し、北側の既存側溝へ放流されます。被害防除については、周囲に新設コンクリートブロックにより土砂の流出を防除します。水利関係承諾書については、大石堰土地改良区及び地元行政区より承諾を得ております。以上1件の申請につきまして、地域審査会で現地調査を実施し、審査をいたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。  
以上です。

**日比生副会長** 第5選挙区でございます。まず、審議番号3番からまいります。地図は5番でございます。申請地は、西鉄金島駅から北に約500mのところでございます。転用目的は、申請人が親から申請地を借り受けまして、自己用住宅を建築するための申請でございます。農地区分は、おおむね500m以内に西鉄金島駅がございますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下及び北側の既設水路へ放流されます。汚水生活雑排水は、合併処理浄化槽を設置し、北側の既設水路へ放流されます。被害防除につきましては、コンクリートブロックにより防除する計画です。水利関係承諾書につきましては、地元自治会長及び床島堰土地改良区より承諾を得ておられます。

次にまいります。

審議番号4番、地図6番でございます。

申請地は、北野総合支所より北に950mのところではす。

転用目的は、申請人が申請地を取得し、2区画の宅地分譲地を整備するための転用申請です。

農地区分は、土地計画法に規定する用途地域内にある農地のため、第3種農地と判断いたしております。

雨水排水につきましては、自然流下及び西側の既設水路へ放流されます。汚水生活雑排水は、合併処理浄化槽を設置し、西側の既設水路へ放流する計画です。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより防除する計画です。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長及び床島堰土地改良区より承諾を得ておられます。

最後でございます。

審議番号5番、地図7番でございます。

申請地は、北野総合支所より西に約650mのところでございます。

転用目的は、申請人が親から申請地を借り受けまして、自己用住宅の敷地を拡張し、駐車場として利用するための転用申請です。

農地区分は、土地計画法に規定する用途地域内にある農地のため、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下及び西側の既設水路へ放流されます。汚水生活雑排水は発生をいたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより防除する計画です。

水利関係承諾書は、地元自治会長及び床島堰土地改良区より承諾を得ておられます。

以上3件、第5選挙区の案件は以上です。委員全員により審査会で現地確認をいたしまして、問題ないことを確認したところでございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

**廣重副会長** それでは、第7選挙区のほうから審議番号6番、図面番号8番について説明をいたします。

申請地は、三瀨校区の高三瀨地区にあり、三瀨小学校より南東へ約400mに位置し、転用目的は、申請地を取得し、住宅敷地の拡張を行うものです。

農地区分については、土地計画法に規定する用途地域内にある農地であり、第3種

農地として判定をしております。

申請地は既に住宅の敷地の一部として利用しており、始末書つきの申請書となっております。地域審査会は申請人に対し、農地法を重視し、今後このようなことがないように強く指導いたしております。

水利関係承諾につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得てあります。

続きまして、審議番号7番、図面番号9番について説明をいたします。

申請地は、三潞校区の高三潞地区にあり、三潞小学校より南東へ約400mに位置し、転用目的は、申請地を取得し、住宅敷地の拡張を行うものです。

農地区分につきましては、土地計画法に規定する用途地域内にある農地であり、第3種農地として判定をしております。

申請地は既に住宅の敷地の一部として利用しており、これも始末書つきの申請書となっております。地域審査会は申請人に対し、農地法を重視し、今後このようなことがないように強く指導いたしております。

水利関係承諾につきましては、筑後川土地改良区より承認を得てあります。

地域審査会においては全員で現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 以上で地元副会長からの報告が終わりました。  
それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第3号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。よって、  
県へ送付いたします。  
続きまして、「第4号議案 非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、10ページをお願いいたします。  
「第4号議案 非農地証明について」  
非農地証明が提出されたので付議いたします。  
第2選挙区、1番、1件です。地図ナンバーは10番です。  
1番、申請地、安武町住吉、地目、田、面積38㎡、現況、宅地。  
証明理由につきましては、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上を経過しているものです。  
以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第4号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。続きまして、「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 11ページをお願いします。  
「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」  
農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。  
第7選挙区、審議番号1番の1件です。  
1番、申請人、三瀧町玉満、\*\*\*\*、経営面積は74万9,894.93㎡です。農用地利用計画に従い利用すると認められます。

こちらにつきましては、例外規定を適用させていただいておりますので、補足説明をさせていただきます。

通常、推進機構を通して売買する場合には、買い手農家は178 a を超える経営面積が必要であり、買い手農家は経営農地全てを効率的に利用して耕作する必要がございます。しかしながら、議案の備考にも記載しております農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号では、農地所有適格法人の構成員が所有権移転により買入れる土地を買入れたのと同時にその法人に利用権の設定等での貸し借りを行う場合には、構成員個人に対する全部耕作要件の適用が除外されることになっております。構成員や組合員などの定義につきましては、農業協同組合法など法律により異なりますが、ここでいう構成員とは、農事組合法人の組合員、非公開会社の株式会社の株主、持ち分会社の社員であってその法人の行う農業に常時従事する者、または法人に農地を売ったり貸したりしている個人、または農作業の委託を行っている個人であります。そのようなことから、今回の名簿登録につきましては、申請人個人での登録ではなく、\*\*\*\*の構成員としての登録をさせていただいております。

なお、農業従事者数、経営面積、資本装備につきましては、法人の構成員としての登録となりますので、法人が経営する面積等での審査をすることになっておりますので、議案11ページに記載しております従事者数、経営面積、資本装備は、法人の内容となっております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 特に質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第5号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。

続きまして、「第6号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

**事務局** 12ページをお願いします。

「第6号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」

あっせん申出書の提出があったので付議いたします。

第1選挙区、審議番号1番の1件です。

1番、申出人、宮ノ陣町若松、\*\*\*\*、名簿登録者からの申し出です。対象土地は、宮ノ陣町若松、田、2筆計4,944㎡。あっせん委員は、飯田三津雄委員、笠幸夫委員です。

第4選挙区、審議番号2番の1件です。

2番、田主丸町中尾、\*\*\*\*、所有者からの申し出です。対象土地は、田主丸町中尾、田、3,084㎡。あっせん委員は、古賀義近委員、田中弥生委員です。

第5選挙区、審議番号3番から13ページ5番までの3件です。

3番、三井郡大刀洗町大字守部、\*\*\*\*、名簿登録者からの申し出です。対象土地は、北野町八重亀、田、1,359㎡。あっせん委員は、日比生和雄委員、久佐木利光委員です。

4番、北野町千代島、\*\*\*\*、所有者からの申し出です。対象土地は、北野町鳥巢、田、693㎡。あっせん委員は、権藤年明委員、菰田盛行委員です。

13ページをお願いします。

5番、申出人、北野町千代島、\*\*\*\*、所有者からの申し出です。対象土地は、北野町鳥巢、田、431㎡。あっせん委員は、権藤年明委員、菰田盛行委員です。

第6選挙区、審議番号6番の1件です。

6番、申出人、城島町浮島、\*\*\*\*、所有者からの申し出です。対象土地は、城島町浮島、田、2筆計2,938㎡。あっせん委員は、納戸勝浩委員、佐藤豊委員です。

以上で説明を終わります。

**議長** 以上で事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第6号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。  
続きまして、「第7号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題  
といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 14ページをお願いします。

「第7号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」  
農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の  
決定を求められたので付議いたします。

第1選挙区、審議番号1番の1件です。

1番、所在地、宮ノ陣町八丁島、田、2,719㎡、推進機構からの買い入れです。

第2選挙区、審議番号2番から4番の3件です。

2番、所在地、荒木町荒木、田3筆計3,606㎡、推進機構からの買い入れです。

3番、所在地、安武町住吉、田、5,519㎡、推進機構からの買い入れです。

4番、所在地、荒木町荒木、田、2,881㎡、推進機構への売り渡しです。

15ページをお願いします。

第3選挙区、審議番号5番の1件です。

5番、所在地、山本町豊田、田、1,815㎡、推進機構への売り渡しです。

第4選挙区、審議番号6番の1件です。

6番、所在地、田主丸町中尾、田、2筆計2,660㎡、推進機構からの買い入れです。

第5選挙区、審議番号7番の1件です。

7番、所在地、北野町大城、田、2筆計2,032㎡、推進機構からの買い入れです。

以上、1番から7番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業  
経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある

方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第7号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、  
久留米市長宛て通知いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」

「報告第4号 農地移動適正化あっせん事業について」

までを一括して議題といたします。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

質疑がないようですが、質疑を終了してよろしいでしょうか。

「はいの声」

議 長 それでは質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。  
ただいま報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。  
次にお諮りをいたします。

本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

「なしの声」

議 長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、39番、佐藤豊委員、14番、緒方義範委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会といたします。